［災害時のペット同行避難等］　（おおた防災士会）

○ 東日本大震災（２０１１年）発生時に自宅に残したペットを避難させようと自宅に戻り、二次災害（津波）で亡くなった方がありました。［環境省が平成２５年（２０１３年）に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」策定］

○ 熊本地震（２０１６年）では「同行避難＝避難所でペットと一緒に生活ができる」と誤解する飼い主が多く、避難所で混乱が生じました。

［環境省はこの経験を踏まえ平成２５年のガイドラインを改訂して「人とペットの災害対策ガイドライン」に名称を改訂しました。］

［ 環境省では飼い主とペットの安全のために「同行避難」を推奨しています。］

１同行避難～災害発生時に飼い主がペットを同行して避難所まで避難する事。

２同伴避難～避難所等にペットと一緒に避難した飼い主がペットの面倒をみる事。

［＊１・２共に避難所において飼い主とペットが同じ部屋で生活する事ではない。］

［入新井特別出張所の受持ち避難所におけるペット避難の状況］

	避　難　所　名	同行避難	同伴避難	飼育場所
１	入新井第一小学校	可	可	屋内
２	入新井第五小学校	可	可	屋内
３	山　　王　小学校	可	可	屋内
４	大森　第二中学校	可	可	屋内

＊大田区ではペットの対応に関して、避難所における「ペット対応標準マニュアル（平成２７年４月発行を）」を策定してあります。